

南九州市再生可能エネルギー発電施設の設置に関するガイドラインのフローチャート

事前確認書（参考様式 1）

・事業者等は、事業計画地の候補地を選定、決定したときは、参考様式において事前確認書を市長へ提出すること

事前協議書（審査）（第 1 号様式）

・事業者は計画の概要が明らかになった時点で、事前協議書を市民生活課環境保全係へ提出し、環境保全係は計画書を各関係課へ合議等を行い、各関係課は審査を行い指摘事項を協議書へ記載する。その後、環境保全係は指摘事項等を事業者へ報告を行う

・事業者は指摘事項の報告を受けた後に、各関係課と個別協議を行う

計画書（様式第 2 号）

・工事着手の 90 日前までに提出

・各関係課等と協議に使用した資料及び許可書等の写し及び別表 2 の書類とチェックシートを添えて提出する

・周知実施報告書（様式第 3 号）

周知一覧表，周知議事録，地域代表者・自治会長等への周知報告書等を添えて提出する

事業者等へ協議完了を報告

工事着手届（様式第 4 号）

・工事着手前の 7 日間前までに提出

・計画書提出時に、造成工事業者等が未確定だった場合には、指摘があった不足資料等を添付する

工事看板の設置を行う

完了届（様式第 7 号）

・運転開始をしたとき

・設置完了後の写真を添付

変更手続（必要に応じて）

計画書（様式第 2 号）の内容を変更するときは、変更届（様式第 5 号）と変更があった部分の資料（別表 2）を添え、提出。なお、設置を取りやめる場合は、設置取りやめ届出書（様式第 6 号）を提出

・発電事業の事業者が変更となる場合（社名変更含む）は事業者変更届（様式第 8 号）を提出する。

事業者が完了届出を提出する前に変更があった場合は旧事業者が変更届けを行う。完了届出を提出した後に、事業者が変更となった場合は新事業者が届出を行う。

・発電設備の廃止をする場合は、関係法令に基づき適切な処理を行った後に廃止届（様式第 9 号）を提出する